

青木村横手キャンプ場指定管理者募集要項

青木村（以下「本村」という）では、多様化するニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用した、適正な維持管理及び利便性、住民サービスの向上を図ることを目的に、青木村横手キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）について指定管理者制度を導入することとしました。

今般、キャンプ場の指定管理者の選定に当たり広く事業者を募集します。

1 募集の条件

- (1) キャンプ場の管理運営ができること。
- (2) キャンプ場の立地条件、開場期間等を考慮した管理運営ができること。
- (3) キャンプ場のイメージアップに心がけ、誘客対策を積極的に講じること。
- (4) 本村内の観光資源と連携し、地域活性化に努めること。

2 募集の概要

- (1) 対象施設 キャンプ場
 - ・所在地 青木村大字田沢 1875 番地 8
 - ・開所年月 平成 10 年 7 月
 - ・敷地面積 9,700 m²
 - ・施設内容 管理棟、宿泊棟 2 棟、オートキャンプ場、テントサイト、炊事場 2 か所、トイレ 2 か所、シャワー室、多目的広場、駐車場等。
- (2) 営業期間 4 月下旬から 11 月上旬。
- (3) 料金体系 青木村キャンプ場設置及び管理に関する条例で定める使用料の範囲内。
- (4) 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間。

3 管理経費

- (1) 指定管理業務にかかる経費は、年度ごとに予算の範囲内で支払う。

4 管理の基準

- (1) キャンプ場の設置目的（豊かな自然環境の中で自然にふれあい、心身のやすらぎの増進に寄与すること）に基づき管理すること。
- (2) 村民を含めた本村の観光振興を担う公の施設としての役割を十分に認識し、公平な管理を行うこととし、特定の者に有利に、あるいは不利になる運営を行わないこと。
- (3) 多様化するニーズにより効果的・効率的に対応できるよう、創意工夫のうえ、質の高いサービスの提供に努め、利用者へのサービス向上を図るとともに、安定的な収益の確保等による効率的な管理に努めること。
- (4) 次に掲げる法令等を遵守し、適正な管理を行うこと。

- ア 地方自治法及び同法施行令
 - イ 青木村キャンプ場設置及び管理に関する条例
 - ウ 青木村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び同条例施行規則
 - エ 青木村情報公開条例及び同条例施行規則
 - オ 青木村行政手続条例及び同条例施行規則
 - カ 個人情報の保護に関する法律
 - キ 労働基準法及びその他労働関連法令
 - ク その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等
- (5) 利用者等の意見や要望を、管理運営に反映させること。
- (6) 本村における行事や業務、また、管理運営の意向を反映させること。
- (7) 利用者が安全かつ快適に利用できるよう、定期的に建物や施設、樹木等を点検し、適正な維持管理に努めること。
- (8) 利用者や地域住民と良好な関係を維持すること。

5 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 対象施設の管理運営に関する業務

- ア 利用の許可、その取消し、貸切り利用、その他キャンプ場の利用に関すること。ただし、指定管理者による貸切り利用は、本村と協議するものとする。
- イ キャンプ場に係る料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- ウ キャンプ場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- エ その他キャンプ場の管理運営に必要な業務

(2) その他の業務

- ア 職員の雇用、配置、研修
- イ 文書管理
- ウ 業務報告
- エ 関係機関との連絡調整、観光行政への協力業務
- オ 緊急時等への対応
- カ 指定期間終了後にあたっての業務、利用者情報等の引継ぎ

6 応募資格

(1) 団体、又はその代表者が次の者に該当しないこと

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 法施行例第167条の4の規定に基づき、村の入札に参加できない者
- エ 法第244条の2第11項の規定により、指定管理者に係わる業務の全部又は一部を取り消され、その取り消された日から1年を経過しない事業者・団体等又は当該業務の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6月を経過していない団体等
- オ 法人税、消費税並びに地方消費税及び村税を滞納している者

- カ 法人その他の団体の代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、管理代行の相手としてふさわしくない者
- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

7 応募書類の配布及び提出期限

- (1) 受付期間 令和8年1月9日(金)から同年2月10日(火)まで
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日及び祝日を除く)
- (3) 受付場所 青木村役場 商工観光移住課
- (4) 提出書類 正1部(指定管理者指定申請書に関係書類を添付)
- (5) 提出期限 令和8年2月10日(火)

8 応募の方法

- (1) 「青木村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第2条に基づく申請によります。指定管理者指定申請書に次の書類を添付して提出してください。
 - ア 管理を行おうとする公の施設における事業計画に関する書類
 - イ 経営の状況等当該団体の概要を説明する書類
 - ウ その他村長が必要と認める書類

9 選定の方法

- (1) 指定管理者選定の方法
指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、選定委員会が指定管理者の候補者を決定します。
- (2) 応募者の審査
書類審査を行うほか、必要に応じてプレゼンテーションを実施し、指定管理者の候補者を決定します。
- (3) 審査結果の通知及び公表
応募された全員に通知するとともに村広報、ホームページ等に掲載する予定です。
- (4) 優先交渉順位者と交渉
第1順位者と詳細事項について交渉を行います。合意に至らなかった場合は繰り上げ交渉を行います。
- (5) 協定の締結
指定議案等が議決された後、正式に協定書を締結します。

10 応募の基準等

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであり、サービスの向上が図られるものとします。
- (2) 事業計画書の内容が当該公の施設の適切な維持及び管理ができ、経費の削減が図られるものとします。

- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行うことができる団体であることとします。
- (4) 申請のあった公の施設の設置目的を達成するために、十分な能力を有する団体であることとします。

11 審査項目等について

- (1) 団体が考える経営方針
- (2) 指定管理者を申請した理由
- (3) 施設の現状に対する考え方及び将来の展望
- (4) 団体の運営方針及び理念
- (5) 利用者等の展望の把握及び実現策
- (6) 施設の運営方法
- (7) 施設の管理体制
- (8) 施設の安全対策等
- (9) 個人情報の取り扱い
- (10) 緊急時の対策
- (11) 施設の運営に関する業務の収支予算計画、団体の理念について

12 応募に際しての留意事項

- (1) 応募内容の変更はできません。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 応募の辞退をした場合は、失格とします。
- (4) 応募に関する必要な経費は、応募者の負担となります。
- (5) 提出された書類は、青木村情報公開条例に基づき必要に応じて複写又は公開します。
- (6) 提出された書類は、返却しません。

13 その他

指定管理者の取り消し等、指定管理者が協定の締結に応じない場合や事業の履行が確実でないと認められた場合、又は著しく社会的信用を失う等の指定管理者としてふさわしくない行為が認められた場合は、指定の決定を取り消すことがあります。その場合、村に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。指定取り消しが指定期間中の場合は、次期指定管理者が円滑で支障なく業務が遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

14 日程

- ・指定管理者募集受付 令和8年1月9日(金)から同年2月10日(火)まで
- ・質問受付 令和8年1月9日(金)から同年2月9日(月)まで
- ・選定審査会審査 令和8年2月中旬
- ・議会提案上程 令和8年3月上旬
- ・議会議決 令和8年3月中旬

- ・指定管理者の指定 令和8年3月下旬
- ・協定の締結 令和8年4月1日
- ・施設管理開始 令和8年4月1日から

15 問合せ先（募集要項に関する質問受付等）

青木村役場商工観光移住課

TEL0268 (49) 0111(代表) FAX0268 (49) 3670 E メール kanko@vill.aoki.nagano.jp
なお、質問についてはEメールもしくはFAXで送信してください。

16 応募書類の配布と提出先

募集要領及び指定管理者指定申請書等の様式は、青木村役場商工観光移住課または村ホームページからダウンロードすることができます。

ホームページURL <http://www.vill.aoki.nagano.jp>

17 指定管理者と村の責任分担 ◎…責任があるもの ○…従たる責任があるもの

項目	指定管理者	青木村
運営の基本的考え方	◎	○ (条例・規則事項)
広報	◎	○ (村広報関係)
施設の管理運営	◎	
施設の物品管理	◎	
消耗品の購入	◎	
備品の購入及び管理	◎	
苦情対応	◎	○
事故対応	◎	○
災害復旧	○	◎
施設の修繕・改修等	○ (軽易なもの)	◎ 1件30万円以上 両者協議による
施設賠償保険・火災保険	○ (施設賠償責任保険)	◎ (火災保険)

※ 上記にない責任分担については、協議し決定するものとする。